

第31回 農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年12月27日 15時30分開会 ～ 16時15分閉会
2. 開催場所 恵庭市役所 3階 301・302会議室
3. 出欠状況（出席委員12名）

1番	職務代理者	中岡 隆之	欠席	
2番		中島 和彦	出席	
3番		大岩 則子	出席	議事録署名員
4番		姉崎 敏一	出席	
5番		橋本 佳文	出席	
6番		田中 浩巳	欠席	
7番		沖 英広	欠席	
8番		坂本 孝之	出席	
9番		松谷 一由	出席	議事録署名員
10番		小寺 和雄	出席	
11番		西野 和文	出席	
12番		三上 一	出席	
13番		西口 雅樹	出席	
14番		小山内 洋美	出席	
15番	会 長	龍田 敏雄	出席	

4. 協議事項

- 報告第1号 委員会業務報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 (公財)北海道農業公社による買入協議要請について

議案書の表紙裏面の日程表をご覧ください。

本日、提案されました案件の概要につきましてご説明させていただきます。報告が2件、議案が3件となります。

日程3、報告第1号は、令和4年11月29日から12月26日までの委員会業務の報告となります。

日程4、報告第2号は、農地法第3条の3第1項の規定による届出で、相続に伴う権利移転が5件。

日程5、議案第1号は、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借の合意解約が7件。

日程6、議案第2号は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について48件。

日程7、議案第3号は、北海道農業公社による買入協議要請について3件であります。

以上、議事内容の概要につきまして簡単にご説明させていただきましたが、ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。このとおりに取り進めてよろしいか、お諮りいたします。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、日程のとおり審議いたします。

報告第1号 委員会業務報告について

会 長： 日程3、報告第1号「委員会業務報告について」事務局より説明願います。

事務局次長： 報告第1号「委員会業務報告について」ご報告いたします。
令和4年11月29日から12月26日までの業務報告となります。
11月29日 第30回恵庭市農業委員会総会
12月6日 農用地利用調整会議
12月7日 地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会
12月9日 農用地利用調整会議
12月13日 恵庭市議会第4回定例会（最終日）

12月15日 農用地利用調整会議
以上、委員会業務報告となります。

会長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はありませんか。

各委員： 異議なし。

会長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

会長： 日程4、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局： 報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」このことについて、下記のとおり届出があったので報告いたします。

番号1、所在、地番、[REDACTED]、地目、現況、田、面積、[REDACTED]m²、権利の取得日、令和4年9月16日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和4年12月9日に届出されております。

番号2、所在、地番、[REDACTED]、地目、現況、田と畑、面積、[REDACTED]m²、権利の取得日、令和4年9月16日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和4年12月9日に届出されております。

番号3、所在、地番、[REDACTED]、地目、現況、田と畑、面積、[REDACTED]m²、権利の取得日、令和4年3月3日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和4年11月17日に届出されております。

番号4、所在、地番、[REDACTED]、地目、現況、畑、面積、[REDACTED]m²、権利の取得日、令和2年2月28日、取得事由、相続、権利区分、所有権、届出者、[REDACTED]の[REDACTED]さん、被相続人は[REDACTED]さん、令和4年12月6日に届出されております。

番号5、所在、地番、[REDACTED]、地目、現況、田と畑、面積、[REDACTED]m²、権利の取得日、令和4年2月26日、取得事由、相

続、権利区分、所有権、届出者、■■■■の■■■■さん、■■■■の■■■■
■■■■さん、■■■■の■■■■さん被相続人は■■■■さん、令和4年
11月24日に届出されております。

以上、5件の届出がありましたので報告いたします。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、報告のとおり承認されました。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

会 長： 日程5、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」
農地法第18条第6項の規定により、提出のあった賃貸借の合意解約通知
の成立状況の確認を求めます。

番号1番、2番、所在、地番、■■■■、地目、田、面積、
■■■■㎡、貸主、■■■■の■■■■さん、■■■■
を仲介し、■■■■の■■■■さんが借りていたものでございます。契約期間で
すが、■■■■から■■■■まででありましたが、
■■■■に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、
■■■■のためであります。

番号3番、4番、所在、地番、■■■■、地目、畑、面積、■■■■㎡、
貸主、■■■■の■■■■さん、■■■■を仲介し、■■■■の■■■■
が借りていたものでございます。契約期間ですが、■■■■
から■■■■まででありましたが、■■■■
に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、■■■■
のためであります。

番号5番、6番、所在、地番、■■■■、地目、畑、面積、■■■■
㎡、貸主、■■■■の■■■■さん、■■■■を仲介し、■■■■の
■■■■さんが借りていたものでございます。契約期間ですが、■■■■
から■■■■まででありましたが、■■■■

■■■■に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、■■■■のためであります。

番号7番、所在、地番、■■■■、地目、田、面積、■■■■㎡、貸主、■■■■の■■■■さん、借主、■■■■の■■■■さん、契約期間ですが、■■■■から■■■■まででありましたが、■■■■に合意解約が成立しております。解約理由につきましては、■■■■のためであります。

以上、7件の解約につきまして、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

会 長： 日程6、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」の審議であります。本案件中、5件が委員の案件となりますことから、農業委員会等に関する法律第31条による議事参与の制限につき、当該委員の案件に際しては退席を願いますのでご了承ください。

まず初めに、項番号23番、24番について審議いたしますので、■■■■の退席をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、市より決定の求められた農用地利用集積計画について、下記のとおり決定を求めます。

番号23番、24番、貸主、■■■■の■■■■さん、■■■■を仲介し、借主、■■■■の■■■■さん、■■■■の土地で場所につきましては地図番号12番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

利用権の設定を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各

号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
次に、項番号 31 番、32 番について審議いたしますので、[]の退席
をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 番号 31 番、32 番、貸主、[]の []さん、[]を仲介
し、借主、[]の []さん、[]の土地で場所につきまし
ては地図番号 16 番、[]、[]の斜線の土地とな
ります。
利用権の設定を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各
号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
次に、項番号 39 番、44 番について審議いたしますので、[]の退席
をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 番号 39 番、44 番は使用貸借となります。
番号 39 番、貸主、[]の []さん、借主、[]の []、
[]の土地で場所につきましては地図番号 21 番、[]
[]、[]、[]の斜線の土地と、[]、[]の斜線の
土地となります。
番号 44 番、貸主、[]の []さん、借主、[]の []、

■■■■■■の土地で場所につきましては地図番号 26 番、■■■■■■、■■■■■■、■■■■■■の斜線の土地となります。
利用権の設定を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
次に、項番号 43 番について審議いたしますので、■■■■■■の退席をお願いいたします。

会 長： それでは本案件について、事務局より説明願います。

事 務 局： 番号 43 番、貸主、■■■■■■の■■■■■■、借主、■■■■■■の■■■■■■さん、■■■■■■の土地で場所につきましては地図番号 25 番、■■■■■■の斜線の土地となります。
利用権の設定を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。
以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
それでは、残りの案件について事務局より一括して説明願います。

事 務 局： 番号 1 番から 36 番は■■■■■■を仲介しての賃貸借となります。
番号 1 番、2 番、貸主、■■■■■■の■■■■■■さん、借主、■■■■■■の■■■■■■さん、■■■■■■の土地で場所につきましては地図番号 1 番、■■■■■■、■■■■■■の斜線の土地となります。
番号 3 番、4 番、貸主、■■■■■■の■■■■■■さん、借主、■■■■■■の■■■■■■、■■■■■■の土地で場所につきましては地図番号 2 番、■■■■■■、■■■■■■の斜線の土地となります。

番号5番、6番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]
[]、[]の土地で場所につきましては地図番号3番、[]、
[]の斜線の土地となります。

番号7番、8番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]さ
さん、[]の土地で場所につきましては地図番号4番、[]、
[]の斜線の土地となります。

番号9番、10番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]
さん、[]の土地で場所につきましては地図番号5番、[]、
[]の斜線の土地となります。

番号11番、12番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]
[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号6番、[]、
[]の斜線の土地となります。

番号13番、14番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]
[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番
号7番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号15番、16番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]
[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号8番、[]
[]、[]の斜
線の土地となります。

番号17番、18番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]
[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号9番、
[]、[]の斜線の土地となります。

番号19番、20番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]
[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号10番、[]
[]、[]の斜線の土地となります。

番号21番、22番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]
[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号11番、[]
[]、[]の斜線の土地となります。

番号25番、26番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]
[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号13番、
[]、[]の斜線の土地となります。

番号27番、28番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]
[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号14
番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号29番、30番、貸主、[]の[]さん、借主、[]の[]
[]さん、[]の土地で場所につきましては地図番号
15番、[]、[]の斜線の土地となります。

番号 33 番、34 番、貸主、[] の [] さん、借主、[] の [] さん、[] の土地で場所につきましては地図番号 17 番、17 の 1 []、[] の斜線の土地となります。17 の 2、[]、[] の斜線の土地となります。

番号 35 番、36 番、貸主、[] の [] さん、借主、[] の [] さん、[] の土地で場所につきましては地図番号 18 番、[]、[] の斜線の土地となります。

番号 37 番、使用貸借となります。貸主、[] の [] さん、借主、[] の [] さん、[]、[] の土地で場所につきましては地図番号 19 番、19 の 1、[]、[] の斜線の土地となります。19 の 2、[]、[] の斜線の土地となります。

番号 38 番、使用貸借となります。貸主、[] の [] さん、借主、[] の [] さん、[] の土地で場所につきましては地図番号 20 番、[]、[] の斜線の土地となります。

番号 40 番、貸主、[] の [] さん、借主、[] の []、[] の土地で場所につきましては地図番号 22 番、[]、[] の斜線の土地となります。

番号 41 番、使用貸借となります。貸主、[] の [] さん、借主、[] の []、[] の土地で場所につきましては地図番号 23 番、[]、[] の斜線の土地となります。

番号 42 番、貸主、[] の [] さん、借主、[] の []、[]、[] の土地で場所につきましては地図番号 24 番、[]、[] の斜線の土地となります。

番号 45 番、貸主、[] の [] さん、借主、[] の [] さん、[] の土地で場所につきましては地図番号 27 番、[]、[] の斜線の土地となります。

番号 46 番、貸主、[] の [] さん、借主、[] の [] さん、[] の土地で場所につきましては地図番号 28 番、[]、[] の斜線の土地となります。

番号 47 番、48 番は売買となります。

番号 47 番、所有権の移転を受ける者、[] の [] さん、所有権の移転をする者、[] の [] さん、[] の土地で場所につきましては地図番号 29 番、[]、[] の斜線の土地となります。

番号 48 番、所有権の移転を受ける者、[] の []、所

有権の移転をする者、■■■■の■■■さん、■■■■の土地で場所につきましては地図番号 30 番、■■■■、■■■■の斜線の土地となります。

利用権の設定等を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号に照らし、その要件を満たしている農業経営者であります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。
47 番、48 番の案件について、農用地利用調整会議を開催しております。始めに 47 番について松谷委員より報告願います。

松谷委員： 12 月 6 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■円の価格を提示、総額 ■■■■■■円で双方の同意をいただき、売買が成立いたしました。
以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 続きまして、48 番について西野委員より報告願います。

西野委員： 12 月 9 日、J A 道央恵庭事務所の 2 階会議室において、農業委員、農協理事、土地改良区理事及び、各事務局職員の出席により調整会議を開催いたしました。調整会議では、双方の希望価格、近傍の売買事例などを参考に調整し 10 a 当たり ■■■■円の価格を提示、総額 ■■■■■■円で双方の同意をいただき、売買が成立いたしました。
以上、ご報告とさせていただきます。

会 長： 只今、調整委員長からも説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

議案第 3 号 (公財) 北海道農業公社による買入協議要請について

会 長： 日程 7、議案第 3 号「(公財) 北海道農業公社による買入協議要請について」事務局より説明願います。

事 務 局： 議案第 3 号「(公財) 北海道農業公社による買入協議要請について」農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定により、所有権移転に係る斡旋の申出があった農用地について、同法第 16 条第 1 項に基づき要請することについて、下記のとおり決定を求めます。

番号 1 番、所在、地番、XXXXXXXXXX、地目、公簿、現況共に畑、面積、XXXXXX㎡、申出者、XXXXXXのXXXXXXさん、令和 4 年 12 月 6 日に届出されております。場所につきましては地図番号 31 番、XXXXXXXXXXの斜線の土地となります。

番号 2 番、所在、地番、XXXXXXXXXX、地目、公簿、現況共に畑、面積、XXXXXX㎡、申出者、XXXXXXのXXXXXXさん、令和 4 年 12 月 9 日に届出されております。場所につきましては地図番号 32 番、XXXXXX、XXXXXXXXXXXXの斜線の土地となります。

番号 3 番、所在、地番、XXXXXXXXXX、地目、公簿、現況共に田と畑、面積、XXXXXXXXXX㎡、申出者、XXXXXXのXXXXXXさん、令和 4 年 12 月 6 日に届出されております。場所につきましては地図番号 33 番、XXXXXX、XXXXXXの斜線の土地となります。

以上、3 件の申請がありましたのでご審議賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

会 長： 只今、事務局より説明がありました。何かご質問等はございませんか。

各 委 員： 異議なし。

会 長： ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。
これで本日付議されました案件はすべて終了いたしました。
その他、全体を通して何かご意見等があればお聞きしたいと思います。

各 委 員： なし。

会 長： これをもちまして、第 31 回農業委員会総会を終了いたします。

上記の会議は、その正当なることを認めここに署名する。

恵庭市農業委員会 会長 _____

議事録署名委員 3 番 委員 _____

議事録署名委員 9 番 委員 _____